

入札説明書

輸液ポンプ等一式

平成30年3月

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター

入札説明書

地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センターが調達する物件にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ入札しなければなりません。下記の事項の記載内容等に疑義がある場合は、下記5の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

1 公告日 平成30年3月23日（金）

2 競争入札に付する調達の内容

（1）入札物件

輸液ポンプ等一式の購入

（2）入札物件の数量及び特質

輸液ポンプ等一式

（詳細は別紙入札仕様書のとおり）

ただし、契約締結後に機器構成数量の増減により契約金額の変更契約を行う可能性があります。そのため、契約締結時に金額内訳書の提出を求めます。

（3）納入期限

平成30年4月30日（月）

（4）納入場所

奈良県総合医療センター 指定場所

3 入札方法

（1）入札は、2の（1）の本体価格で行います。

（2）入札は、入札者（代理人を含む）による入札書の直接提出により行うものとし、郵送による入札は認めません。

（3）入札は、運搬費、搬入費、据付費、配線等接続費、調整費、その他当該物件の設置に必要な経費、廃棄物処理費、操作等の説明又は教育に要する経費等の諸経費を含めた総額で行います。

（4）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も

った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(7)のいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による奈良県競争入札参加者資格者名簿に、営業種目:「E1(医療機器・用品)」で登録している者であること。
- (3) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (4) 公告日から本業務の入札の日までの間のいずれの日においても、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であること。
- (7) 次に掲げる(ア)から(カ)のいずれの要件にも該当しないものであること。
 - (ア) 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)である。
 - (イ) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - (ウ) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。

(オ) (ウ) 及び (エ) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(カ) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約に当たって、その相手方が (ア) から (オ) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。

5 入札書の提出場所等

(1) 各種問い合わせ先及び契約担当課

〒631-0846 奈良市平松一丁目30番1号

地方独立行政法人奈良県立病院機構

奈良県総合医療センター 新センター開設推進部新センター開設推進課

電話番号 (代表) 0742-46-6001 (内線2710)

電子メール sogo-junbi@nara-pho.jp

ホームページ <http://www.nara-hp.jp/>

(2) 入札説明書、入札仕様書等の交付方法

入札説明書、入札仕様書等については、地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県総合医療センターホームページ (<http://www.nara-hp.jp/>) の入札情報のページよりダウンロードしてください。

ア 交付期間 公告日から平成30年3月30日 (金) 午後4時まで

イ 交付資料

- ・入札説明書
- ・入札仕様書
- ・入札参加申込書兼適合規格承認申請書【様式1】
- ・業務履行確認書【様式2】
- ・質疑書【様式3】
- ・入札書【様式4】
- ・委任状【様式5】
- ・契約保証金免除申請書【様式6】
- ・辞退届【様式7】

(3) 入札仕様書等に関する質問

ア 入札説明書、入札仕様書等交付書類の内容に関して質問がある場合は、質疑内容を簡潔明瞭にまとめて、質疑書別添【様式3】により、下記受付期日までに上記5の(1)に示す担当課に電子メールで送信してください。

なお、質疑書を送信した際は、必ず電話により質疑書到着の確認連絡を行ってください。

また、受付期日以降の質疑応答、電話又は口頭による個別の対応は行いません。

受付期日 平成30年4月3日(火) 正午まで

イ 質問への回答は、下記回答日に質問者に対して電子メールにて回答いたします。

なお、公表の際、質問者は明示せず、再質問は受け付けません。

回答日時 平成30年4月5日(木)(予定)

(5) 入札書の提出場所、入札の日時及び場所

日時 平成30年4月9日(月) 午後3時40分

場所 奈良市平松一丁目30番1号

奈良県総合医療センター 2階 大会議室

6 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を締結しない場合には、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第18条第2項に定めるところにより、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、落札価格の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条第1項ただし書の規定(保険会社との間に地方独立行政法人奈良県立病院機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国、地方公共団体又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者等)に該当する場合は免除します。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる①から⑤までの書類(以下「入札参加申込書兼適合規格承認申請書」といいます。)を次に示すとおり提出し、適合規格の承認を受けなければなりません。

提出書類

① 【様式1】 入札参加申込書兼適合規格承認申請書

② 【様式2】 業務履行確認書(契約実績を証明する書類が無い場合)

③ 今回の各調達物品の内訳(品名、数量等がわかるもの)とカタログ又は写真

④ 会社概要(概要が記載されたパンフレット等)

⑤ 奈良県物品購入等競争入札参加資格を有することを証明する書類（写し）

提出期間 公告日～平成30年3月30日（金）**午後4時まで**（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前9時～午後5時（正午～午後1時を除きます。また、最終日は午後4時まで。））

提出場所 奈良県総合医療センター 新センター開設推進部
新センター開設推進課

提出部数 各1部

提出方法 原則持参とします。なお郵便で提出の場合は、簡易書留郵便により上記提出期日までに必着させてください。

調整期間 万一、提出した書類に不備・不足があった場合は、下記期日までを書類の調整期間とし、それ以降の提出は認めません。

平成30年4月2日（月） 正午まで。

イ 上記アにより提出された申請書に基づく適合規格の適否については、下記により通知します。

通知日時 平成30年4月2日（月） 予定。

通知方法 電子メールにより通知します。

ウ 入札参加申込書兼適合規格承認申請書等に基づき参加資格の承認を受けた者を入札参加者とします。参加資格の確認ができない場合は入札に参加することはできません。

エ 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

オ 入札書は封書の表面に「奈良県総合医療センター輸液ポンプ等一式の購入の入札書」とわかるように記載（別添【様式4】の記載例を参照してください。）して、当センター職員の指示に従って入札箱に投函してください。

カ 代理人をもって入札する場合は、委任状（別添【様式5】）を入札と同時に提出してください。

キ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

ク 上記6の（3）で示す契約保証金の免除規定に該当する者は、落札後速やかにその旨を証明する書類（履行保証保険契約書の写し又は契約保証免除金申請書（別添【様式6】））を提出してください。

ケ 入札を辞退する場合は、辞退届（別添【様式7】）を平成30年4月6日（金）正午までに上記5の（1）の「問い合わせ先及び契約担当課」まで提出してください。

7 入札の無効

次の各号にいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に参加することはできません。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
代理人が入札に参加する場合は、その代理人の記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札（虚偽の申請を行った者の入札等）

8 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席（1社1名）して行うものとします。ただし、入札に参加する者またはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせて開札を行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。この場合であっても、入札執行回数は初度（1回目）を含め、2回を限度とします。入札書は再入札となる場合に備えて2枚用意してください。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないときは、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第23条第1項第5号の規定に基づき随意契約に移行する場合があります。

9 契約書作成の要否等

- (1) 契約書作成を要します。

契約書は2部作成し、各自1部保有するものとします。契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。

なお、契約書については原則、上記5（1）の契約担当課が用意する物品売買契約書（案）の内容とします。

- (2) 落札者は、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第25条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく（特別の理由により必要があると認められるときは指定する日まで）契約を締結するものとします。上記6の（3）で示す契約保証金については、この期日までに当センターが指定する方法により納付してください。

1 0 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (ア) 落札者の役員等が暴力団員であるとき。
- (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (ウ) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (エ) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (オ) (ウ) 及び (エ) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (カ) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (ア) から (オ) までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約したとき。
- (キ) この契約に係る下請契約等に当たって、(ア) から (オ) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((カ)に該当する場合を除きます。)において、当センターが当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1 1 契約の解除

契約締結後、契約者について、上記1 0の (ア) から (キ) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記1 0の (ア)、(ウ)、(エ) 及び (オ) 中、「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

1 2 納品等に関する留意事項

- (1) 契約者は、物品の搬入・設置等については、当センターの指示に従って、担当者とは充分打ち合わせをし、納品設置してください。なお、納品機器については、検査引渡の完了日にメーカー名・機器名称・規格名、購入年月日、購入業者名・連絡先電話番号等を明記したシールを貼り付けてください。
- (2) 調達物品納入設置後の検査・検収については必ず必要要員を確保し、検査等の

立会、操作方法等の説明を要します。また、各構成装置の取扱説明書及びシステムの簡易取扱説明書を提出してください。

- (3) この調達物品の支払の請求については、納品設置により検査・検収終了後請求書を提出するものとし、その支払の請求を受けたときは、その日から30日以内に該当代金を契約者の指定する口座へ振り込むものとします。

1.3 入札の中止等及びこれらによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。また、入札者の連合の疑い、不正不穏な行動をなすことにより、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

1.4 調達手続の停止等

- (1) この調達に関する苦情申立てに係る処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を喪失した場合又は入札参加停止の措置を受けた場合は契約を締結しません。